

各 位

会 社 名 クレアホールディングス(株)
 代表者名 代表取締役社長 黒田 高史
 (コード番号 1757 東証第 2 部)
 問合せ先 取締役 岩崎 智彦
 (Tel. 03-5775-2100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日に開催を予定している定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

今後の当社事業の拡大を図るための資本政策等に備え、現行定款第 5 条に定める発行可能株式総数を変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 31 条第 2 項及び第 42 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 31 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>65,538,636株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>148,249,424株</u> とする。
(取締役の責任免除) 第31条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第 1 項に規定する <u>社外取締役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第 1 項に規定する <u>取締役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第42条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第 1 項に規定する <u>社外監査役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結するこ	(監査役の責任免除) 第42条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第 1 項に規定する <u>監査役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結するこ

結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
----------------------------------------------	------------------------------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生予定日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以上